

契 約 書

1. 件 名 出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務
2. 履行期間 契約締結の翌日から令和11年9月30日まで
(運用期間は令和7年10月1日から令和11年9月30日まで)
3. 履行場所 仕様書のとおり
4. 契約金額 別表のとおり

5. 国庫債務負担行為の年割額

[各会計年度の支払予定額]

令和 7 年度	¥ - (うち消費税及び地方消費税の額 ¥ -)
令和 8 年度	¥ - (うち消費税及び地方消費税の額 ¥ -)
令和 9 年度	¥ - (うち消費税及び地方消費税の額 ¥ -)
令和10年度	¥ - (うち消費税及び地方消費税の額 ¥ -)
令和11年度	¥ - (うち消費税及び地方消費税の額 ¥ -)
合 計	¥ - (うち消費税及び地方消費税の額 ¥ -)

6. 契約保証金 免除

上記の契約について、発注者 支出負担行為担当官 中部運輸局長 ○○ ○○と受注者 ○○○○(会社名) ○○○○(代表者役職) ○○ ○○(代表者名)とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下「契約書」という。)に基づき、仕様書(別表等を含む。以下同じ)に従いこれを履行しなければならない。
- 2 発注者は、その意図する業務を履行させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の業務管理責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務管理責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
 - 3 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若

しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

- 4 この契約の履行に関して用いる言語は日本語、支払いに用いる通貨は日本円とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 3 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面（再委託（変更等）承認申請書）を発注者に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 4 受注者は、第3項の申請をする際にあわせて、再委託の相手方及び再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 5 第3項及び第4項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

- 6 第3項のなお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

- 7 受注者は、発注者が契約の適正な履行を確保するため、必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(担当職員及び監督職員)

第4条 発注者はこの契約の履行に関し、発注者の指定する担当職員に受注者又は業務管理責任者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行わせることができる。

- 2 発注者はこの契約の履行に関し、発注者の指定する監督職員に受注者の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

- 3 受注者は、発注者が指定した担当職員及び監督職員の指示に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(業務管理責任者等)

第5条 受注者は、業務管理責任者を定め、その氏名を発注者に通知しなければならない。

業務管理責任者を変更したときも同様とする。

- 2 業務管理責任者は、この契約の履行に関し業務の管理及び統括を行うほか、この契約書に基づく受注者の権限(契約金額の変更、履行期間の変更、代金の請求及び受領、第8条第1項、第2項、第5項及び第6項に係る権限並びにこの契約の解除に係るものを除く)を行使することができる。
- 3 受注者は前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務管理責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により発注者に通知しなければならない。
- 4 発注者は、受注者に対して、受注者が業務を処理するために使用している者(業務管理責任者を除く)の氏名その他必要な事項の通知を求めることができる。

(業務計画)

第6条 受注者は、仕様書の定めに従い業務計画書を提出し、発注者の承諾を得なければならない。

(瑕疵担保)

第7条 出力機器等の欠陥により発注者の業務に支障を生ずる場合、受注者は直ちに同一以上の機能を有するものと交換しなければならない。

- 2 前項の場合において発注者が被った損害について、受注者は賠償の責を負うものとする。ただし、発注者の責に起因する場合は、この限りではない。
- 3 第1項の規定により交換する場合、一切の費用は受注者の負担によるものとする。

(措置請求)

第8条 発注者は、業務管理責任者又は第3条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示し必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、担当者で業務の処理につき著しく不適当と認められるものがあるとき

は、受注者に対してその理由を明示し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 4 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、その理由を明示し必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 6 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から１０日以内に書面により受注者に通知しなければならない。

（庁舎等の使用）

第９条 発注者は、業務の履行に必要な仕様書に定める庁舎、施設及び備品類等（以下「庁舎等」という。）を頭書の履行場所において受注者に使用させるものとする。

- 2 受注者は、庁舎等の使用に当たっては善良な管理者の注意義務をもって取扱わなければならない。
- 3 受注者は、自己の故意又は過失により庁舎等を滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定期間内に代品を納め、若しくは原状に復帰し、又は損害を賠償しなければならない。

（事情変更）

第１０条 発注者及び受注者は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不適當になった場合には、協議してこの契約を変更することができる。

- 2 前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者及び受注者は協議して書面により定めるものとする。

（期日の延長）

第１１条 受注者は、天災地変、その他受注者の責に帰さない事由により期日までに業務を終了することができないときは、発注者に対してその事由を明らかにして延期を求めることができる。

- 2 前項の求めがあるときは、発注者は内容審査のうえで、その延期を承認することができる。

（業務内容の変更、中止等）

第１２条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対する書面による通知により業

務内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、履行期間又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して、書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者が協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 業務の履行にあたり第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

- 2 業務の履行に伴い通常避けることができない理由により第三者に損害を生じたときには、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち業務の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。

- 3 第1項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第14条 受注者は、毎回業務が終了した都度、発注者の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

- 2 受注者は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
- 3 受注者は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをして再度検査を受け、業務を完了させなければならない。
- 4 前項の場合において生ずる一切の費用は、受注者の負担とする。

(代金の支払い)

第15条 受注者は、業務に相当する契約金額の支払を発注者に請求するものとし、発注者は別表「内訳書」の金額を支払うものとする。

- 2 発注者は、受注者から適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。
- 3 前号において、発注者の責に帰する事由により支払が遅延した場合は、受注者に対し前号の期間満了の日から支払の日までに年2.5%の割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(遅延利息)

第16条 受注者の責に帰する事由により、所定の作業を完了することができないときは、発注者は、期限の翌日から起算して納入当日までの遅延作業に相当する金額に対し、年3%の割合をもって延滞料を徴収する。

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第17条 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、頭書の国庫債務負担行為の年割額（各会計年度の支払予定額）を変更することができる。

(解除)

第18条 発注者又は受注者は、1ヶ月前に予告して本契約を解除することができる。

また、発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 所定の期限内に実施する見込みがないことが明らかになったとき。
- 二 この契約の履行に関して、受注者又は使用人等に不正行為があったとき。
- 三 受注者が破産の宣告を受け又は無能力者となり、若しくは居所が不明となったとき。
- 四 第2条又は第3条の規定に違反したとき。
- 五 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい

ると認められるとき。

へ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の場合において、受注者は、違約金として契約金額から、実行済みの分を差し引いた額の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第19条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、当該契約期間中に予定している業務量に契約単価（この契約締結後、契約単価の変更があった場合には変更後の契約単価）をかけたものと支払額（業務の既済部分について、その部分につき契約の目的が達成されたと認められるときは、既済部分に相当する請負代金額を含む）のいずれか大きい額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約期間満了後においては、上記「当該契約期間中に予定している業務量に契約単価（この契約締結後、契約単価の変更があった場合には変更後の契約単価）をかけたものと支払額（業務の既済部分について、その部分につき契約の目的が達成されたと認められるときは、既済部分に相当する請負代金額を含む）のいずれか大きい額」を、「支払済額」とよみかえるものとする。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令のすべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該機関（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該機関を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（秘密の保持等）

第20条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、この契約の履行過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得られたときはこの限りではない。

（個人情報の遵守）

第21条 発注者及び受注者は個人情報の取り扱いに際して、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受注者は次の各号について善良なる管理者の注意を持って、業務を履行するものとする。

- 一 個人情報の漏洩等の防止策を構築すること。
- 二 再委託の場合、事前に書面による発注者の承認を受けること。
- 三 個人情報を目的外に利用しないこと。
- 四 個人情報を第三者に提供・漏洩しないこと。
- 五 個人情報を複製する場合、事前に書面により発注者の承認を受けること。
- 六 個人情報の漏洩等が発生又は発生するおそれがあるときは、速やかに発注者に報告すること。
- 七 業務終了後、貸与した個人情報及び新に作業中に発生し保存した個人情報は速やかに返却し、複製した場合は速やかに復元できないように消去すること。
- 八 発注者が必要と認めた場合、発注者は個人情報の管理に関する質問、資料の提

出及び関係各所への立ち入り調査を求めることができる。

九 本条に違反した場合、発注者は本契約を解除できる。

(契約外の事項)

第22条 本契約に関し、前各条項に疑義が生じたとき、又は、各条項に定めなき事項については、発注者と受注者とが協議のうえ解決するものとする。

(附則)

受注者は、総合評価技術等申請書に基づき業務を履行するものとする。

本契約の証として、本書2通作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目2番1号
名古屋合同庁舎第1号館
支出負担行為担当官
中部運輸局長 ○○ ○○ 印

受注者 ○○○○ (住所)
○○○○ (会社名)
○○○○ (代表者役職) ○○ ○○ (代表者名) 印

別表

種別・規格	単位	数量	契約単価	うち消費税及び地方消費税
モノクロ印刷	面	1	円	円
カラー印刷	面	1	円	円